

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和4年12月27日
【事業年度】	第18期（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）
【会社名】	株式会社明世カントリークラブ
【英訳名】	AKEYO COUNTRYCLUB CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 一彦
【本店の所在の場所】	岐阜県瑞浪市明世町月吉1112番地の88
【電話番号】	0572－69－2326
【事務連絡者氏名】	支配人 加木屋 好宏
【最寄りの連絡場所】	岐阜県瑞浪市明世町月吉1112番地の88
【電話番号】	0572－69－2326
【事務連絡者氏名】	支配人 加木屋 好宏
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成30年 9 月	令和元年 9 月	令和 2 年 9 月	令和 3 年 9 月	令和 4 年 9 月
売上高 (千円)	418,452	457,176	437,192	484,181	506,338
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△61,282	△44,005	16,988	76,875	83,587
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△67,093	△45,011	12,011	78,373	80,456
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	—	—
資本金 (千円)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
発行済株式総数 (株)	24,759	24,759	24,759	24,759	24,759
（普通株式）	(20,000)	(20,000)	(20,000)	(20,000)	(20,000)
（優先株式）	(4,759)	(4,759)	(4,759)	(4,759)	(4,759)
純資産額 (千円)	2,575,446	2,529,958	2,541,494	2,619,392	2,695,237
総資産額 (千円)	2,668,453	2,622,556	2,634,830	2,738,085	2,820,402
1株当たり純資産額 (円)	△61,587.67	△63,862.06	△63,285.26	△59,390.39	△55,598.12
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
（普通株式）	—	—	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
（優先株式）	100	100	100	100	100
（うち1株当たり中間配当額）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3,354.65	△2,250.59	600.59	3,918.66	4,022.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	96.5	96.5	96.4	95.6	95.5
自己資本利益率 (%)	△2.38	△1.77	0.47	2.99	2.98
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	3.96	0.60	0.59
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△38,256	△3,136	9,942	39,403	6,468
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	30,789	△3,641	△12,012	△12,010	△11,992
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△475	△475	△475	△475	△475
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	46,100	38,846	36,300	63,217	57,216
従業員数 (人)	17	16	14	14	13
(外、平均臨時雇用者数)	(48)	(44)	(45)	(46)	(44)
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
(比較指標：—) (%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

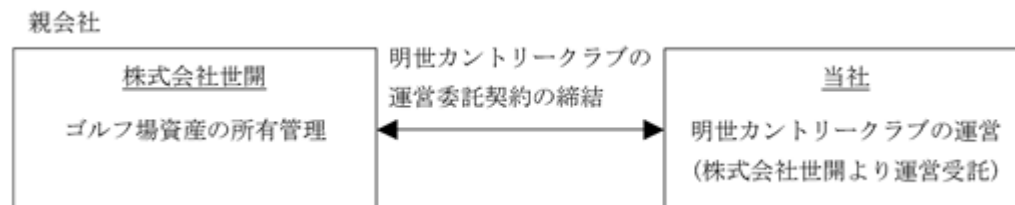
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社に対する投資を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため、株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、従業員欄の(外書)は、臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。
6. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成16年12月	ゴルフ場事業を目的として、愛知県名古屋市中区に株式会社明世カントリークラブを設立。株式会社世開が当社の株式を100%出資。 発行済株式数20,000株、資本金2億円とする。
平成17年3月	株式会社世開より明世カントリークラブの運営受託開始。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社親会社である株式会社世開で構成しており、当社はゴルフ場の運営及びゴルフ会員権の販売等を行っております。また、親会社の株式会社世開と当社との間では以下のとおり明世カントリークラブの運営委託契約を締結し、継続的な取引を行っております。



4【関係会社の状況】

親会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
株式会社世開	瑞浪市明世町	95,000	ゴルフ場資産の所有管理	直接 100	株式会社世開が所有する明世カントリークラブの運営受託 役員の兼任等 5名

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
13(44)	50.23	15.77	4,201,175

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、令和3年10月1日から令和4年9月30日まで12ヶ月の平均となっており、基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者（パートタイマー及び嘱託）の令和3年10月1日からの平均雇用人数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当事業年度における我が国の経済は新型コロナウイルス感染拡大の収束が当分の間見込めない中、資源の高騰や円安の進行などにより先行き不透明な状況が続いております。

ゴルフ業界におきましては、ゴルフ場の倒産こそ減少傾向にあるもののゴルフ人口の減少及び高齢化が進む中、顧客獲得の低価格競争が続いており、当社を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くものと予想されます。

このような業況を踏まえ、安定した利益を確保するためプレー料金の維持と安定した集客が課題であります。来場者数46,100名を目標とし、数あるゴルフ場の中より選択いただけるよう営業活動の強化、接客向上に取り組んでまいります。会員様への優待や割引制度の活用による来場者の増加と共に、ご来場いただくお客様への安心・安全に配慮し更なるホスピタリティの徹底、サービス向上を図り、全社を挙げてお客様満足度の向上・強化・利益の確保に努めてまいります。コース管理に於きましては、散水管等の老朽化や機械関連の更新など設備面の課題と共に従業員の高齢化により人材確保が大変厳しくなっております。人手不足の改善として雇用条件の見直しと募集ツールを増やすなど採用強化を図ってまいります。コースコンディションに関しましては、グリーンやフェアウェイの状態を維持し、コースクオリティを徹底的に磨き上げ、満足いただけるコース作りに最善を尽くしてまいります。

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

2【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のものがあります。なお、下記の項目で将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営環境について

当社の事業であるゴルフ場経営における来場者数は、景気変動に大きく影響を受けます。

景気低迷は売上高を減少させるリスクがあり、またゴルフ場間の過当競争による低価格化により、当社の業績が影響を受ける可能性があります。

(2) 天候による影響について

ゴルフ場経営においては、異常気象や自然災害の発生、流行性疾患が発生した場合、来場者の増減・売上高に大きく影響を及ぼす可能性があります。夏・秋の台風及び冬の積雪はコースをクローズせざるを得ず、売上の減少要因となり、当社の業績が影響を受ける可能性があります。

(3) 新型コロナウイルスなどの感染症リスクについて

新型コロナウイルスなどの感染拡大に伴う経済活動や社会生活の制限により、当社の業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 個人情報の取扱いについて

当社は会員等利用者の個人情報を保有しており、その情報の外部漏洩に関しては、細心の注意を払っておりますが、不測の事態により顧客情報に係る紛失、漏洩等が発生した場合、当社に対する信頼性の失墜、損害賠償等により、当社の業績が影響を受ける可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の概要

「当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。」

(1) 経営成績

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き収束の見通しがたらず、先行き不透明な状況が続いております。当事業の属するゴルフ場業界につきましては、高齢化の進展やプレー料金の低価格化が強まり営業環境は一段と厳しさを増していきます。そんな中、若いゴルファーの参入や女性ゴルファーの増加によりゴルフブームが到来。ゴルフ用品や練習場、ゴルフ場来場者層に大きな変化をもたらしております。

このような状況下、当クラブにおきましては営業活動の強化、割引制度による利用促進など集客対策を講じた結果来場者数は48,200名、前年に比べ1,430名増加となりました。直近予約傾向や新規利用者の確保、若者や女性ゴ

ルファーの増加が更なる増員の要因となりました。天候による来場者減少や積雪によるクローズ等により営業日数は減少したものの昨年度を上回る人数となりました。来場者の増加により、売上高は506,338千円（前年売上高は484,181千円）となりました。経常利益は83,587千円（前年経常利益は76,875千円）、当期純利益は80,456千円（前年当期純利益は78,373千円）となりました。

財政状態については、総資産が2,820,402千円となり、前事業年度に比べ82,316千円増加しております。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ6,000千円減少し、当事業年度末は57,216千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果獲得した資金は、6,468千円（前期は39,403千円の獲得）となりました。これは、税引前当期純利益83,587千円の計上があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は11,992千円（前期は12,010千円の使用）となりました。これは、定期預金の預入による支出12,002千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果使用した資金は475千円（前期と同額）となりました。これは、優先株式に対する配当金の支払475千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社の実態に即した内容を記載するため、生産実績及び受注実績に代えて収容実績を記載しております。

(1) 収容実績

ホール数 (H)	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)					当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)				
	営業日数 (日)	来場実績 (名)			1日平均来場者数 (名)	営業日数 (日)	来場実績 (名)			1日平均来場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
18	349	10,145	36,625	46,770	134	344	11,592	36,608	48,200	141

(2) 販売実績

区分	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	
	金額 (千円)	前期比 (%)
ゴルフ場売上	460,601	104.9
名義書換料	10,900	92.5
年会費収入	34,837	103.8
その他	—	—
合計	506,338	104.5

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注意事項 (重要な会計方針)」に記載の通りであります。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a. 財政状態の分析

(資産の部)

当事業年度末における流動資産の残高は275,692千円（前期比5,347千円の増加）となりました。

この増加の主な要因は、現金及び預金が6,002千円増加したこと等によるものであります。

また、固定資産の残高は2,544,709千円（前期比76,968千円の増加）となりました。

この増加の主な要因は、預託金債権に対する貸倒引当金が77,818千円減少したこと等によるものであります。

(負債の部)

当事業年度末における流動負債の残高は77,374千円（前期比2,466千円の増加）となりました。

この増加の主な要因は、未払金が7,729千円増加したこと等によるものであります。

また、固定負債の残高は47,790千円（前期比4,004千円の増加）となりました。

この増加の要因は、役員退職慰労引当金が3,280千円増加したこと等によるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産の部の残高は2,695,237千円（前期比75,845千円の増加）となりました。

b. 経営成績の分析

詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の概要 (1) 経営成績」に記載しております。営業成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しております。

c. キャッシュ・フローの状況の分析

当社は、事前運営上必要な流動性及び資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の運用資金需要のうち主なものは、ゴルフ場の運営及び維持管理に伴う費用、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

短期運転資金、および通常の設備投資、長期運転資金につきましては、自己資金を基本としております。

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

d. 経営成績等の状況に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しております。

e. 資本の財源及び資金の流動性

当社は必要な所要資金について自己資金により調達しております。

(3) 今後の方針

ゴルフ業界は依然として厳しい経営環境にあります。この状況を改善すべく集客・増収対策に積極的に取り組むとともに経費削減等により収益力の改善を図っていく所存でございます。

4【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約内容	契約期間
株式会社世開	明世カントリークラブの運営受託契約	平成17年3月1日より 平成18年2月28日まで (以後1年毎自動更新)

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の運営する明世カントリークラブのゴルフ場設備は株式会社世開が所有・管理しているため、主要な設備投資につきましては当社に属しておらず、該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

記載すべき事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000
優先株式	6,000
計	86,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和4年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (令和4年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000	20,000	非上場	(注) 3, 4, 6
優先株式	4,759	4,759	同上	(注) 1, 2, 4, 5, 6
計	24,759	24,759	—	—

(注) 1. 優先株式は、現物出資(預託金債権の受入)によって発行されたものであります。

2. 優先株式の内容

- (1) 普通株式に優先して1株につき年200円を限度として利益配当(以後「優先配当金」という)を受けま
す。
- (2) 優先配当金が支払われた後の残余の利益に対しては、配当を受ける権利を有しません。
- (3) 優先配当金の全部、又は一部が支払われていないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積し
た不足額については、優先配当金に先立ってこれを受けるものとします。
- (4) 優先株式の株主は、その所有する優先株式については株主総会における議決権を有しないものとします。
ただし、下記の場合を除くものとします。
ア) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおか
つ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されないときは、その定時総会の時か
ら議決権を有します。
イ) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおか
つ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときは、その定時
総会終結の時から議決権を有します。
- (5) 優先株式の株主は、当会社の残余財産の分配につき、その優先株式1株につき80万円までは、普通株式の
株主に優先して分配を受けます。
- (6) 優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しま
せん。
- (7) 優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。
- (8) 優先的配当を受ける権利を有する株式です。

3. 普通株式の内容

- (1) 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
- (2) 普通株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

4. 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

5. 当社は、優先株式を引き受ける者の募集について、優先株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決 議を要しません。

6. 普通株式と優先株式は単元株制度を採用していません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成18年2月14日 (注)	—	24,759	△2,008,600	95,000	—	1,903,600

(注) 平成17年12月15日開催の定時株主総会決議により資本金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

令和4年9月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	20,000	—	—	—	20,000	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

② 優先株式

令和4年9月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	4	1	297	—	—	996	1,298	—
所有株式数 （株）	—	28	35	1,555	—	—	3,141	4,759	—
所有株式数の 割合（％）	—	0.59	0.74	32.67	—	—	66.00	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

令和4年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社世開	瑞浪市明世町月吉1112-88	20,153	81.39
一宮土地建物株式会社	一宮市神山1-14-34	42	0.16
東京フィナンシャル・ホール ディングス株式会社	東京都中央区京橋1-7-1	35	0.14
株式会社フジトランスコーポ レーション	名古屋市港区入船1-7-41	24	0.09
豊島株式会社	名古屋市中区錦2-15-15	15	0.06
株式会社名古屋食糧	名古屋市中村区名駅南2-2-24	14	0.05
日本車輛製造株式会社	名古屋市熱田区三本松町1-1	14	0.05
中央紙器工業株式会社	西春日井郡春日町大字落合字宮重町363	13	0.05
福玉株式会社	刈谷市東新町5-118	12	0.04
福玉精穀倉庫株式会社	丹羽郡大口町御供所1-65	12	0.04
計	—	20,334	82.12

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順位上位10名は以下のとおりであります。

令和4年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
株式会社世開	瑞浪市明世町月吉1112-88	20,000	100.00
計	—	20,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	優先株式 4,759	—	優先的配当を受ける権利を有する優先株式（注）
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,000	20,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	24,759	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

（注） 優先株式の内容につきましては「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式 (注) 2」に記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社の配当政策における基本的な考え方は、株主のみなさまにより良いゴルフ場およびその附帯施設での快適なプレー環境を提供することで、利益の還元を図っていくこととさせていただきます。

当社は、期末配当として年1回剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、ゴルフ場設備等に有効投資してまいりたいと考えております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式に対する配当は行わず、優先株式につきましては、その他資本剰余金より1株100円を実施することを決定しました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
令和4年12月14日 定時株主総会決議	475	100

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

株式会社会員制の導入により、経営内容をディスクローズし、会員の信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要な課題であると認識し、適正な経営の意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行体制を構築し、経営チェック機能の充実に努めております。

1. 会社の機関の内容

当社の役員は、取締役4名、監査役1名で構成されており、経営に関する基本方針や重要な業務執行の決定については随時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに業務の執行について迅速かつ円滑に実行できる体制作りを行っております。

2. 内部統制システムの整備の状況

当社では、役職員一人一人が高い倫理観を持つことでコンプライアンス体制の強化を積極的に行っております。監査役は、適切な監査方針に基づき業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務遂行を監査しております。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務に係る全てのリスクについて適切に管理する体制の整備に取り組んでおります。リスクの共通認識を図るため、全取締役が中心となってリスクの現状分析を行ったうえで課題を明確化し、今後の対応策について検討を行っております。

4. 役員報酬の内容

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役	4名	10,405千円
監査役	1名	600千円

5. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、早稲田和大であり、早稲田公認会計士事務所に所属しております。

6. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

7. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の決議の方法について、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 5名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	森 一彦	昭和54年12月24日	平成19年10月 森吉通運株式会社入社 25年5月 森吉通運株式会社取締役就任(現任) 25年6月 株式会社明世カントリークラブ入社 25年6月 株式会社明世カントリークラブ取締役就任(現任) 令和元年12月 株式会社明世カントリークラブ代表取締役社長就任(現任)	(注) 3 (注) 6	—
取締役会長	森 保彦	昭和17年11月14日	昭和42年5月 株式会社森吉倉庫入社 48年2月 株式会社世開取締役就任 61年5月 株式会社森吉倉庫代表取締役社長就任(現任) 平成7年10月 森吉通運株式会社代表取締役社長就任(現任) 15年6月 株式会社世開代表取締役社長就任(現任) 16年12月 株式会社明世カントリークラブ代表取締役就任(現任) 令和元年12月 株式会社世開取締役会長就任(現任) 令和元年12月 株式会社明世カントリークラブ取締役会長就任(現任)	(注) 1	—
常務取締役	森 通隆	昭和55年7月3日	令和元年4月 株式会社明世カントリークラブ入社 令和元年12月 株式会社明世カントリークラブ常務取締役就任(現任)	(注) 4	—
取締役	田島 龍司	昭和27年9月28日	平成16年10月 株式会社シイエム・シイ常務執行役員管理本部長就任 28年3月 株式会社明世カントリークラブ専務取締役就任 28年6月 株式会社明世カントリークラブ代表取締役社長就任 令和元年12月 株式会社明世カントリークラブ取締役就任(現任)	(注) 2	優先株式 3
監査役	宇佐美 方邦	昭和34年4月17日	令和元年12月 株式会社明世カントリークラブ監査役就任(現任)	(注) 5	—
計					優先株式 3

- (注) 1. 令和4年12月14日開催の株主総会の終結の時から2年間
2. 令和4年12月14日開催の株主総会の終結の時から2年間
3. 令和4年12月14日開催の株主総会の終結の時から2年間
4. 令和4年12月14日開催の株主総会の終結の時から2年間
5. 令和4年12月14日開催の株主総会の終結の時から4年間
6. 代表取締役社長 森一彦は、取締役会長 森保彦の子であります。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役は、定期的に取り締役会に出席しており、必要に応じて、公認会計士との間で緊密な情報交換を交わしております。

当事業年度において当社は1回監査を実施しており、監査役の出席状況は以下のとおりです。

支配人・業務部長に対してヒアリング等を実施しています。

氏 名	開催回数	出席回数
宇佐美 方邦	1	1

②内部監査の状況

当社は、特に内部監査組織を設けておりません。

③会計監査の状況

a. 公認会計士の氏名

早稲田 和大

b. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 1名

c. 監査証明の審査の体制

公認会計士 佐藤 亮達 の審査を受けています。

d. 継続監査期間

10年（当期を含む）

e. 監査業務に係る選定方針と理由

当社は、会計監査人に求められている専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることとしております。早稲田公認会計士事務所は、会計監査人としての専門性、品質管理体制、独立性及び監査体制等も含めて総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断いたしました。

f. 監査役による会計監査人の評価

当社の監査役は、会計監査人に対して評価を行っており、会計監査人の独立性及び監査活動並びに監査体制の監視検証を行っております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
1,500	—	1,500	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業特性を踏まえ、監査執務実績日数を勘案の上、決定しております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は、非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の財務諸表について、公認会計士 早稲田和大氏により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表の適正性を確認するための特段の取組みは行っておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	236,968	242,970
商品	6,671	5,769
原材料	1,109	1,080
貯蔵品	1,811	2,126
未収入金	24,964	25,198
貸倒引当金	△2,373	△2,216
その他	1,193	762
流動資産合計	270,345	275,692
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	4,579	4,579
減価償却累計額	△4,579	△4,579
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	425	125
無形固定資産合計	425	125
投資その他の資産		
預託金債権	※1 3,807,200	※1 3,807,200
繰延税金資産	3,021	2,481
その他	330	320
貸倒引当金	△1,343,236	△1,265,417
投資その他の資産合計	2,467,315	2,544,584
固定資産合計	2,467,740	2,544,709
資産合計	2,738,085	2,820,402
負債の部		
流動負債		
未払金	※2 44,498	※2 52,228
未払法人税等	4,176	502
未払消費税等	5,442	3,336
前受金	10,102	10,506
預り金	2,449	2,566
賞与引当金	6,095	5,540
ポイント引当金	1,856	—
契約負債	—	2,482
その他	287	211
流動負債合計	74,908	77,374
固定負債		
退職給付引当金	13,650	14,375
役員退職慰労引当金	30,135	33,415
固定負債合計	43,785	47,790
負債合計	118,693	125,164

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	95,000	95,000
資本剰余金		
資本準備金	1,903,600	1,903,600
その他資本剰余金	2,001,937	2,001,461
資本剰余金合計	3,905,537	3,905,061
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,381,145	△1,304,824
利益剰余金合計	△1,381,145	△1,304,824
株主資本合計	2,619,392	2,695,237
純資産合計	2,619,392	2,695,237
負債純資産合計	2,738,085	2,820,402

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
売上高	484,181	506,338
売上原価		
支払手数料	※1 197,416	※1 220,563
給与手当	14,331	14,586
法定福利費	1,732	1,662
賞与引当金繰入額	504	—
商品売上原価	41,733	43,870
売上原価合計	255,717	280,682
売上総利益	228,463	225,656
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	110,906	118,336
法定福利費	12,410	12,712
減価償却費	300	300
賞与引当金繰入額	4,482	—
退職給付費用	2,168	1,779
役員退職慰労引当金繰入額	5,330	3,280
租税公課	164	15
消耗品費	8,180	8,127
水道光熱費	16,864	21,422
支払手数料	21,882	22,731
その他	31,514	34,516
販売費及び一般管理費合計	214,203	223,222
営業利益	14,260	2,434
営業外収益		
受取利息	13	4
貸倒引当金戻入額	60,891	77,975
ポイント引当金戻入益	801	1,856
雑収入	930	1,428
営業外収益合計	62,637	81,264
営業外費用		
雑損失	22	110
営業外費用合計	22	110
経常利益	76,875	83,587
特別利益		
退職給付引当金戻入額	2,653	—
特別利益合計	2,653	—
税引前当期純利益	79,529	83,587
法人税、住民税及び事業税	4,177	2,590
法人税等調整額	△3,021	539
法人税等合計	1,156	3,130
当期純利益	78,373	80,456

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
当期首残高	95,000	1,903,600	2,002,413	△1,459,518	2,541,494	2,541,494
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	95,000	1,903,600	2,002,413	△1,459,518	2,541,494	2,541,494
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△475	—	△475	△475
当期純利益	—	—	—	78,373	78,373	78,373
当期変動額合計	—	—	△475	78,373	77,897	77,897
当期末残高	95,000	1,903,600	2,001,937	△1,381,145	2,619,392	2,619,392

当事業年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
当期首残高	95,000	1,903,600	2,001,937	△1,381,145	2,619,392	2,619,392
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△4,135	△4,135	△4,135
会計方針の変更を反映した当期首残高	95,000	1,903,600	2,001,937	△1,385,280	2,615,256	2,615,256
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△475	—	△475	△475
当期純利益	—	—	—	80,456	80,456	80,456
当期変動額合計	—	—	△475	80,456	79,981	79,981
当期末残高	95,000	1,903,600	2,001,461	△1,304,824	2,695,237	2,695,237

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	79,529	83,587
減価償却費	300	300
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,071	△555
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△263	△1,856
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△485	724
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	5,330	3,280
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△60,891	△77,975
受取利息及び受取配当金	△13	△4
棚卸資産の増減額(△は増加)	944	615
未収入金の増減額(△は増加)	△875	△234
未払金の増減額(△は減少)	14,727	7,729
未払消費税等の増減額(△は減少)	△12	△2,105
前受金の増減額(△は減少)	836	404
契約負債の増減額(△は減少)	—	△1,652
その他	△803	471
小計	40,394	12,728
利息及び配当金の受取額	13	4
法人税等の支払額	△1,004	△6,264
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,403	6,468
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△12,010	△12,002
差入保証金の回収による収入	—	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,010	△11,992
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△475	△475
財務活動によるキャッシュ・フロー	△475	△475
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	26,916	△6,000
現金及び現金同等物の期首残高	36,300	63,217
現金及び現金同等物の期末残高	63,217	57,216

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当クラブの会員並びにゲストのゴルフプレーフィに係るゴルフ場売上、売店の利用に係るレストラン・ゴルフ用品等のプロショップ売上については、来場日におけるサービス提供完了時点で収益を認識しております。

年会費収入は、当該使用期間にわたり均等に収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	1,345,609	1,267,633

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)貸倒引当金の算出方法

預託金債権に対する貸倒引当金は、預託金債権と株式会社世開の時価純資産の見積額の差額で算定しております。

(2)重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

株式会社世開の所有するコース資産の時価評価は、不動産鑑定評価に基づき算定しております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の貸借対照表は、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、契約負債が2,482千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、収益認識会計基準等の適用を行う前に比べ、売上高、営業利益、経常利益及び税引前純利益がそれぞれ1,464千円増加しております。

また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて4,135千円減少しております。

2. 時価算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、「時価算定会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行う事としました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が一定期間にわたり継続するものと仮定して、財務諸表を作成しております。新型コロナウイルス感染症の影響は、現在も継続しており、当社の事業活動にも影響を及ぼしております。新型コロナウイルス感染症の影響について、入手可能な情報に基づき翌事業年度内の一定期間にわたり影響が継続するものとして検討しておりますが、当期末の会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する債権

	前事業年度 (令和 3 年 9 月 30 日)	当事業年度 (令和 4 年 9 月 30 日)
預託金債権	3,807,200千円	3,807,200千円

※ 2. 関係会社に対する債務

	前事業年度 (令和 3 年 9 月 30 日)	当事業年度 (令和 4 年 9 月 30 日)
未払金	28,756千円	36,352千円

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和 2 年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)
委託手数料	197,416千円	220,563千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20	—	—	20
優先株式	4	—	—	4
合計	24	—	—	24

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年12月18日 定時株主総会	優先株式	475	100	令和2年9月30日	令和2年12月18日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月16日 定時株主総会	優先株式	475	その他 資本剰余金	100	令和3年9月30日	令和3年12月16日

当事業年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20	—	—	20
優先株式	4	—	—	4
合計	24	—	—	24

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月16日 定時株主総会	優先株式	475	100	令和3年9月30日	令和3年12月16日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年12月14日 定時株主総会	優先株式	475	その他 資本剰余金	100	令和4年9月30日	令和4年12月14日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和 2 年10月 1 日 至 令和 3 年 9 月30日)	当事業年度 (自 令和 3 年10月 1 日 至 令和 4 年 9 月30日)
現金及び預金	236,968千円	242,970千円
長期性預金	—	—
計	236,968	242,970
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△173,751	△185,754
現金及び現金同等物期末残高	63,217	57,216

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、運転資金の全てを自社で調達しております。資金運用については、リスクの僅少な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収入金は、主にクレジットカード会社への債権であります。当該リスクに関しては、大手クレジット会社との取引に限定し、また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。預託金債権は親会社に対するものであり、親会社の財政状態および経営成績は適切に把握しております。

業務債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、また、法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等、並びに未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当該リスクに関しましては、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 未収入金	24,964	24,964	—
(2) 預託金債権	3,807,200		
貸倒引当金(*2)	△1,343,236		
	2,463,963	2,463,963	—
資産計	2,488,927	2,488,927	—
(1) 未払金	44,498	44,498	—
(2) 未払法人税等	4,176	4,176	—
(3) 未払消費税等	5,442	5,442	—
負債計	54,116	54,116	—

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)預託金債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（令和4年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 未収入金	25,198	25,198	—
(2) 預託金債権	3,807,200		—
貸倒引当金(*2)	△1,265,417		—
	2,541,782	2,078,983	462,799
資産計	2,566,981	2,104,182	462,799
(1) 未払金	52,228	52,228	—
(2) 未払法人税等	502	502	—
(3) 未払消費税等	3,336	3,336	—
負債計	56,067	56,067	—

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)預託金債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和3年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
未収入金	24,964	—	—	—
合計	24,964	—	—	—

当事業年度（令和4年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
未収入金	25,198	—	—	—
合計	25,198	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(令和4年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(令和4年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収入金	—	25,198	—	25,198
預託金債権	—	2,078,983	—	2,078,983
資産計	—	2,104,182	—	2,104,182
未払金	—	52,228	—	52,228
未払法人税等	—	502	—	502
未払消費税当	—	3,336	—	3,336
負債計	—	56,067	—	56,067

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預託金債権

預託金債権の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
退職給付引当金の期首残高（千円）	14,135	13,650
退職給付費用（千円）	2,168	1,779
退職給付の支払額（千円）	△2,653	△1,054
退職給付引当金の期末残高（千円）	13,650	14,375

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務（千円）	15,057	15,783
年金資産（千円）	△1,407	△1,407
	13,650	14,375
非積立型制度の退職給付債務（千円）	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額（千円）	13,650	14,375
退職給付引当金（千円）	13,650	14,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,650	14,375

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用（千円）	2,168	1,779
--------------------	-------	-------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	458,718千円	432,136千円
賞与引当金	2,078	1,888
退職給付引当金	4,653	4,900
役員退職慰労引当金	10,273	11,391
減損損失	874	312
その他	943	281
繰延税金資産小計	477,540	450,909
評価性引当額	△474,518	△448,428
繰延税金資産合計	3,021	2,481
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	3,021	2,481
繰延税金資産の純額	3,021	2,481

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
法定実効税率	34.0%	34.0%
(調整)		
住民税均等割	1.2	1.2
評価性引当額の増減	△33.0	△31.2
その他	△0.8	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.4	3.7

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:千円)

	一時点で移転される財及びサービス	一定期間にわたり移転される財及びサービス	顧客との契約から生じる収益	外部顧客への売上高
ゴルフ場売上	216,413	—	216,413	216,413
キャディフィ売上	7,783	—	7,783	7,783
カートフィ売上	108,484	—	108,484	108,484
レストラン売上	109,493	—	109,493	109,493
用品売上	9,115	—	9,115	9,115
その他売上	9,311	—	9,311	9,311
年会費	—	34,837	34,837	34,837
名義書換	10,900	—	10,900	10,900
合計	471,501	34,837	506,338	506,338

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度(千円)
契約負債(期首残高)	4,135
契約負債(期末残高)	2,482

契約負債は、自社ポイント制度により算出し計上したものである。

当事業年度末の契約負債残高は、翌事業年度以降に収益認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

	当事業年度(千円)
令和5年9月期	1,241
令和6年9月期	1,241
合計	2,482

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ場事業の単一のセグメントであるため記載を省略しています。

【関連情報】

前事業年度（自令和2年10月1日 至令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自令和3年10月1日 至令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前事業年度（自 令和２年10月１日 至 令和３年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 世開	瑞浪市 明世町	95,000	ゴルフ場 資産の所有 管理	直接 100	ゴルフ場の 運営受託	運営受託に係わる手数料の支払	197,416	未払金	28,756

当事業年度（自 令和３年10月１日 至 令和４年９月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 世開	瑞浪市 明世町	95,000	ゴルフ場 資産の所有 管理	直接 100	ゴルフ場の 運営受託	運営受託に係わる手数料の支払	220,563	未払金	36,352

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社 世開（非上場会社）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり純資産額(円)	△59,390.39	△55,598.12
1株当たり当期純利益(円)	3,918.66 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株 式が存在しないため記載しており ません。	4,022.84 なお、潜在株式調整後1株当た り当期純利益については、潜在株 式が存在しないため記載しており ません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	2,619,392	2,695,237
普通株式に係る純資産額(千円)	△1,187,807	△1,111,962
貸借対照表の純資産の部の合計額と1 株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式に係る事業年度末の純資産額 との差額(千円)	3,807,200	3,807,200
普通株式の発行済株式数(株)	20,000	20,000
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられ た普通株式の数(株)	20,000	20,000

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
当期純利益(千円)	78,373	80,456
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
(うち優先配当額)(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	78,373	80,456
期中平均株式数(株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	7,180	—	—	7,180	7,180	—	0
有形固定資産計	7,180	—	—	7,180	7,180	—	0
無形固定資産							
ソフトウェア	6,040	—	—	6,040	5,915	300	125
無形固定資産計	6,040	—	—	6,040	5,915	300	125

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,345,609	156	—	77,818	1,267,633
賞与引当金	6,095	5,540	6,095	—	5,540
ポイント引当金	1,856	—	—	1,856	—
役員退職慰労引当金	30,135	3,280	—	—	33,415

(注) 貸倒引当金及びポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替額等であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	3,179
預金	
普通預金	54,037
定期預金	185,754
小計	239,791
合計	242,970

ロ. 商品

区分	金額 (千円)
帽子	795
プロショップ販売用商品	4,974
合計	5,769

ハ. 原材料

相手先	金額 (千円)
食材	1,080
合計	1,080

ニ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
事務用品等	871
キャディバッグ	75
バッグタッグ	438
ゴルフボール	486
その他	255
合計	2,126

ホ. 預託金債権

相手先	金額 (千円)
株式会社世開	3,807,200
合計	3,807,200

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	9月30日
株券の種類	1株券 2株券 3株券 50株券 100株券 1,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	岐阜県瑞浪市明世町月吉1112-88 株式会社明世カントリークラブ
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	当社所定の金額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	当社の優先株式1株以上を所有する株主は、クラブ規約に基づく当社の運営するゴルフ場の会員となる資格を有しております。

(注) 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、非上場であるため該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第17期）（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）令和3年12月20日東海財務局長に提出。

(2) 半期報告書

事業年度（第18期）（自 令和3年10月1日 至 令和4年3月31日）令和4年6月22日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月20日

株式会社 明世カントリークラブ
取締役会 御中

早稲田公認会計士事務所
愛知県瀬戸市
公認会計士 早稲田和大

監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社明世カントリークラブの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明世カントリークラブの令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表

明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。